

カンボジア  
**税務アップデート**

2019年5月~6月

**目次:**

- ▶ **2019年の固定資産税の支払いに関する注意喚起**
- ▶ **労働契約に関する決定**
- ▶ **本人に代わる代理人による商品及びサービスの提供に関する租税総局への認可申請に関する注意喚起**
- ▶ **年次通行税の徴収開始および2019年における通行税の徴収に関する通知**
- ▶ **映画業界に対する税制上の優遇措置**
- ▶ **サービス輸出に関する売上高に係る0%の付加価値税を主張するための証拠書類**
- ▶ **カンボジアと香港間の租税条約**

## 2019年の固定資産税の支払いに関する注意喚起

(2019年4月30日付GDT告示第7732号)

租税総局 (General Department of Taxation、以下「GDT」) は、最近、告示第 7732 号を発行し、不動産所有者に対し 2019 年 9 月 30 日の期限までに固定資産税を支払う必要があることを注意喚起しています。

上記の期限までに固定資産税を納めなければ、罰金を科される可能性があります。

## 労働契約に関する決定

(2019年5月17日付通達第050/19号)

2019年5月17日、労働職業訓練省 (Ministry of Labor and Vocational Training、以下「MLVT」) は通達第 050/19 号を発行し、有期契約 (Fixed Duration Contracts、以下「FDC」) 及び試用期間についての定義を明確にしています。

### - FDC に関する決定

FDC は、開始日及び終了日を書面で正確に記すことにより特定された期間における雇用関係のために結ばれた労働契約です。カンボジア労働法第 67 条 2 項により、FDC の有効性は 2 年間を超えてはなりません。

FDC は単数回または複数回の更新ができますが、その更新される期間は、最長期間である 2 年間を超えない限りにおいてです。従って、FDC の最長期間は 4 年間です。FDC の期間が当該最長期間を超えて延長された場合、その FDC は自動的に無期契約 (Undetermined Duration Contract、以下「UDC」) になります。通達にはよく理解できるように、以下の事例が挙げられています。

- ▶ 当初の契約にて特定される期間が 6 ヶ月間ならば、当該契約の最長期間は 2 年 6 ヶ月です。
- ▶ 当初の契約にて特定される期間が 1 年間ならば、当該契約の最長期間は 3 年です。
- ▶ 当初の契約にて特定される期間が 2 年間ならば、当該契約の最長期間は 4 年です。

FDC の最長期間に到達した後、旧契約と新契約との間に 1 ヶ月の間を開けた場合は、同一の従業員と同様又は類似の職位の新たな FDC を締結することができます。新たな FDC がより短い期間で結ばれた場合、この新たな FDC は以前の FDC を更新したものとみなされ UDC となります。しかしながら、カンボジア労働法第 67 条 3 項により、臨時的な人事交替、季節的な雇用関係、又は企業での不規則な仕事に対して結ばれた FDC には、この要件は適用されません。

### - 試用契約の期間

試用期間は、雇用主が従業員の能力、技能、才能、及び使命感を評価するものであり、また、従業員に雇用主が設定した労働条件を理解させるものです。試用期間は、正社員は 3 ヶ月を、専門職は 2 ヶ月を、非専門職は 1 ヶ月を超えてはなりません。雇用主および従業員の両当事者からの同意があったとしても、試用期間の延長や更新は出来ません。

試用期間は、退職金又は年功手当の計算において対象外です。

## 本人に代わる代理人による商品及びサービスの提供に関する租税総局への認可申請に関する注意喚起

(2019 年5 月24 日付GDT 告示第8947 号)

GDT は告示第 8947 号を発行し、代理人(agent)又は配送拠点に対して、期日である 2019 年 7 月 31 日までに、本人(principle)に代わる代理人による商品及びサービスの提供に関して、経済財政省省令第 597 号及び租税総局通達第 1543 号で詳述されたその他の証拠書類を添付して様式 AP01 に記入することにより、GDT による認可を申請するよう注意喚起をしています。

代理人又は配送拠点は期日までに申請書を提出しない場合、通常の課税対象者とみなされ、総収入に応じて税金を支払うことになる可能性があります。

## 年次通行税の徴収開始および 2019 年における通行税の徴収に関する通知

(2019 年5 月30 日付GDT 通達第 9254 号及び2019 年5 月31 日付GDT 告示第 9330 号)

GDT 通達第 9254 号及び GDT 告示第 9330 号はカンボジアで車両を所有する者に適用されます。通行税の徴収期間は 2019 年 6 月 1 日から始まり 2019 年 11 月 30 日までです。

2019 年は、車両の所有者は通行税に係る責任を負い、税務申告書は通行税 ID カードを所持しない所有者に対してのみ求められます。

2020 年 1 月 1 日以降、GDT は税務申告書および 2019 年分の納税証明を提示できない車両に対して罰金を科す予定です。

## 映画業界に対する税制上の優遇措置

(2019 年6 月4 日付GDT 通達第 9549 号)

GDT は GDT 通達第 9549 号を発行し、以下の通り、2019 年から 2023 年までの 5 年間について、カンボジアの映画産業に対する税制上の優遇措置を延長しています。

- ▶ カンボジアで制作された映画の上映権のような無形資産のロイヤルティー料に対する 15%の源泉徴収税(Withholding tax、以下「WHT」)の停止
- ▶ カンボジアの映画制作会社に対する事業所得税(Tax on Income、以下「TOI」)の停止

当該通達は、映画制作会社が上記の優遇措置を受けるための要件を以下の通り、示しています。

- ▶ 会社は GDT に登録しなければなりません
- ▶ 会社は適切な会計記録を作成し保管しなければなりません
- ▶ 会社は月次及び年次の税務申告書を提出しなければなりません
- ▶ 会社はその他の税務上の義務を遵守しなければなりません

## サービス輸出に関する売上高に係る 0%の付加価値税を主張するための証拠書類

(2019 年6 月10 日付GDT 通達第9898 号)

GDT 通達第 9898 号は、サービス輸出に関する売上高に係る 0%の付加価値税 (Value Added Tax、以下「VAT」) を主張するために必要となる条件及び証拠書類を明確にしています。当該通達に従い、サービス輸出は以下の 2 種類に分類されます。

### - カンボジア国外で行われるサービス提供

カンボジア居住の納税者が、カンボジア国外で従業員を配属したり、従業員や技術者を雇用することにより、カンボジア国外でサービスを行う場合、当該サービスはカンボジア国外で行われたとみなされます。

### - カンボジア国外で利用されるサービス提供

カンボジア居住の納税者がカンボジアでサービスを行い、カンボジア国外で直接かつ単独でサービスが利用される場合、当該サービスはカンボジア国外で利用されたとみなされます。カンボジア非居住の納税者がカンボジアでの事業又は経済的な利益を目的として当該サービスを利用する場合、当該サービスはカンボジア国外で利用されたとは一切みなされません。

この条件下で、カンボジア居住の納税者は、サービス輸出に関する売上高に係る 0%の VAT を適用する自らの判断に責任を負わなければなりません。

売上高に係る 0%の VAT を適用するために会社は以下の証拠書類を保管することが求められます。

- サービス料金、サービスの種類及びサービスの提供場所が明記された契約書
- 海外からカンボジアにある銀行に対して支払がなされたことが確認できる支払送金書
- インボイスの原本
- 検証可能な会計記録

## カンボジアと香港間の租税条約に関する租税総局によるプレスリリース

(2019 年6 月26 日付プレスリリース)

GDT は 2019 年 6 月 26 日付でカンボジアが香港との租税条約に調印したことをプレスリリースにおいて発表しました。

## Contact

Please contact the below EY professionals from Ernst & Young (Cambodia) for more information on this update or the Tax & Advisory Services:

Robert King robert.m.king@vn.ey.com	Partner
Brendan Lalor brendan.james.lalor@kh.ey.com	Director
Reangsey Darith Touch reangsey.touch@kh.ey.com	Director
Channavy Din channavy.din@kh.ey.com	Manager
Sovanda Hok sovanda.hok@kh.ey.com	Manager
Nary Kong nary.kong@kh.ey.com	Manager
<b>小野瀬 貴久</b> takahisa.onose@vn.ey.com	Partner
<b>清水 裕介</b> yusuke.shimizu@kh.ey.com	Manager

Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

5th Floor, Emerald Building  
#64 Norodom Boulevard corner Street 178  
Sangkat Chey Chumneah, Khan Daun Penh  
12206 Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

Tel: +855 23 860 450/451  
Fax: +855 23 217 805

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory  
About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via [ey.com/privacy](http://ey.com/privacy). For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

©2019 Ernst & Young (Cambodia) Ltd  
All Rights Reserved.

KH No. 02170701  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/kh](http://ey.com/kh)